

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者 各位
指定小規模多機能型居宅介護支援事業者

沖縄市役所 健康福祉部 保護課

新規、更新、区分変更時等の提出書類等の確認について

日頃生活保護行政にご理解とご協力を頂きまして感謝申し上げます。
当課においては生活保護法に係る介護扶助の適正なる業務に努めているところですが、保護受給者の介護保険サービスのプラン提出の際、下記の件について改めてお願い致します。

1. 新規、更新、区分変更等のプラン提出時
担当者会議録の添付もお願い致します。

2. 区分変更申請を行った場合
暫定プラン提出、その後認定確定後本プランを速やかに提出をお願い致します。
又、区分変更申請当日に、ご一報いただくと区分変更前の介護券の郵送を防ぐことができますのでご協力をお願い致します。

3. 複数の介護サービスを利用中に途中から一部のサービスだけ終了された場合、利用票/別表の提出をお願いします。
例えば、訪問介護 A 事業所と通所介護 B 事業所のサービスを利用されていた方が 10 月 1 日から通所サービスのみを利用する場合
↓
訪問介護 A 事業所を省いた 10 月分の利用票/別表の提出をお願い致します。

4. 保護変更申請書（介護扶助）の提出が必要な場合
 - 新規時
 - (追加)○ 被保険者区分の変更時
 - (追加)○ 要介護度の変更時
 - (追加)○ 福祉用具購入費、住宅改修費の申請時
 - 事業対象者、要支援、要介護、老健施設、福祉施設、特定施設、地域密着型特定施設等間でのサービスを移動された時。

連絡先：沖縄市福祉事務所 保護課
保護課 介護担当
TEL939-7592 / Fax934-0707